

横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成 17 年 7 月 8 日 福保第 1067 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ（以下「自立支援施設」という。）を管理運営する指定管理者の指定のため、横浜市ホームレス自立支援施設の指定管理者の指定に関する要綱第 5 条の規定に基づき設置する横浜市ホームレス自立支援施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」と言う。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 選定委員会は、自立支援施設の指定管理者の指定に関する次の事項を所掌する。

- （1） 指定管理者の選定のプロセスに関する検討
- （2） 選定基準に関する検討
- （3） 公募要項に関する検討
- （4） 自立支援施設の指定管理者として指定を受けようとする団体から提出される事業計画書等の審査及び優秀提案者の選定

（組織）

第 3 条 選定委員会は、学識経験者、自立支援施設のある地域の実情に詳しい者、ホームレスの実情に詳しい者等から福祉局長が委嘱した者をもって組織する。

（委員長）

第 4 条 選定委員会に委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、第 2 項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

（選定委員会の解散）

第 5 条 選定委員会は、選定委員会が選定した指定管理者の候補団体が、市長により指定管理者に指定された日をもって解散する。

（会議）

第 6 条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第 4 条第 2 項の規定により委員長を定めるまでの間は、福祉局長が招集する。

- 2 選定委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 選定委員会の会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（委員でない者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、選定委員会に専門的事項に関し知識又は経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、当該事案に関する公募に参加してはならない。

委員が当該事案に関する公募に参加したことが判明したときには、選定委員会は委員が関与した指定希望団体を選考対象外とする。

(守秘義務)

第9条 委員、事務局員、その他選定委員会の場に出席した者は、選定を通じて知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び選定委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により会議は公開とする。ただし、選定委員会が認めた場合、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(審査の公表等)

第11条 選定委員会における審査結果等は、市長が指定管理者として選定した後に公表する。

2 選定委員会は指定管理者の選定過程に係る公平性、透明性を確保するため、選定委員会の議事録を整備するものとする。

(事務局)

第11条 選定委員会の事務局は、福祉局生活福祉部援護対策担当が行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月8日から施行する。